

平成 25 年 9 月 28 日

吉川慎之介君の悲劇を二度と起こさないための
学校安全管理と再発防止を考える会

代表幹事 吉川 豊 様
吉川 優子 様

愛媛県知事 中村 時広



「吉川慎之介(君)溺水による死亡事件についての調査委員会(第三者委員会)
設置を求める要望書」に関するご質問について

昨年 7 月 20 日の事故から 1 年余りが過ぎましたが、大切な御子息を失われた
御両親様の御心中は察するに余りあります。

まずは、御子息のご冥福を心よりお祈り申し上げますとともに、御遺族の皆
様方には謹んでお悔やみ申し上げます。

それでは、改めまして、去る 9 月 10 日に頂いたご質問について、次のとおり
回答いたします。

1 事故調査委員会設置と再発防止策についての県の見解を求める。

【回答】

○事故調査委員会の設置について

県は私立幼稚園の所轄庁ですが、私立幼稚園を含めた私立学校
については、私学の自主性を尊重する観点から所轄庁の権限は限定され
ており、教育現場に踏み込んだ指導等はできないことから、調査の実効
性に大きな制約があるため、事故調査委員会を設置する考えはありません。

なお、保育所については、児童福祉法に基づき、児童の福祉のため必
要があるときは、施設に立ち入り、その施設の設備若しくは運営につい
て必要な調査や質問を行う立入調査権限を有していますが、私立学校に
ついては、私立学校に係る所轄庁の権限は限定されており、立入調査権
限は認められておりません。

○再発防止策について

私学教育の自主性の観点から私学自らが、その責任において学校保健安全法に基づいた再発防止に取り組むべきと考えます。ただし、県内の幼児の生命が失われるという今回の重大な事故を踏まえ、県におきましては、これまで行ってきた安全管理に係る情報提供、注意喚起に加え、新たに公立学校の学校安全に係る資料やノウハウについても、私立学校へ提供するとともに、教育委員会の実施する園長等運営管理協議会、幼稚園等新規採用教員研修及び学校安全教室講習会等についても私立学校の参加を促しているところです。今後も、このような痛ましい事故が二度と起こることがないよう機会を捉えて学校関係者の意識啓発に努めていく所存であります。

- 2 学校法人口ザリオ学園西条聖マリア幼稚園からの事故報告書は、どのような趣旨と権限で情報を収集し、その後、事故情報は再発防止へと活かされるのか。

【回答】

昭和 51 年 5 月 10 日付け文部省管理局長通知「私立学校の災害状況報告について」(別紙のとおり)に基づき、西条聖マリア幼稚園から平成 24 年 7 月 26 日付で人的被害に関する報告書の提出を受け国に報告しています。

これは、国において迅速に災害時の状況を把握し、「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」に基づく支援を検討するために報告が求められているものです。

- 3 私学文書課から学校法人口ザリオ学園へ「遺族への誠実な対応を求めた」具体的な説明について

【回答】

御遺族から私学文書課に対し、幼稚園の事故に係る説明が不十分で、学校法人に連絡がつかない時があるといった対応や法人の体制についてご相談をいただきましたことから、県は幼稚園に対応を強制する権限を有しないものの、誠意をもって説明責任を果たすよう学校法人に助言するとともに、事故対応に係る法人の体制について説明を求めたところ、法人体制を見直し、御遺族に対して、誠実な対応に努めていく旨の説明を受けたものでございます。

以上、回答いたします。

今後も子どもの安全のための私立学校の自主的な取組が促進されるよう引き続き私立学校への支援のあり方を検討してまいりたいと考えておりますので、県政への御理解と御協力を賜りますようお願い申し上げます。

様式

人 的 被 告 す る 関 告 報 都 道 府 県 名 又 は
文 部 大 臣 所 轄 学 校 法 人 名

区 分	学 校 数	生 徒					職 員				
		死	亡	行方不明	負 傷	計	死	亡	行方不明	負 傷	計
小 学 校	校	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
中 学 校	校										
高 等 学 校	校										
高 等 専 門 学 校	校										
短 期 大 学	学										
大 学	学										
特 殊 教 育 諸 学 校	学										
幼 稚 園	園										
	計										

(昭和 年 月 日現在)

○私立学校の災害状況報告について

(昭和五一年五月一〇日 文管振第一八〇号
文部大臣所轄学校法人理事長 都道府県知事あて
文部省管理局長通知)

このことについては、昭和三八年四月五日付け文管振第一二六号文部省管理局長通知「私立学校の災害状況報告について」により、報告を願つて いるところであります。が、このたび様式等の一部を変更する必要が生じたので、今後は下記により、都道府県にあつては管下の学校法人等の分をとりまとめて、文部大臣所轄学校法人にあつては直接、文部省管理局長あて報告願います。

記

- 1 報告すべき被害は、暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、津波その他異常な自然現象又は大規模な火事、爆発、放射性物質の大量の放出並びに多数の者の遭難を伴う船舶の沈没その他の大規模な事故により生じたものとする。
- 2 報告の事項は、人的被害に関するもの（様式一）及び物的被害に関するもの（様式二）とする。
- 3 報告の対象となる学校は、学校法人の設置する学校教育法第一条に規定する学校、及び学校法人以外の者の設置に係る私立の盲・ろう・養護学校及び幼稚園とする。
- 4 報告は、災害発生後ただちに概況を電話連絡等により速報し、一週間以内に文書で報告すること。

5 なお、後日災害復旧事業の対象となる場合があるので、被害写真はできるだけ多數、鮮明に撮つておくこと。